

募集型企画旅行条件書(海外旅行)

☆お申込の際は、必ずこの旅行条件書をお読みください。

☆この書面は旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書及び同法第 12 条の 5 に定めるところの契約書面の一部となります。

<1>募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、(株)フレックスインターナショナル(以下「当社」という)が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。
- (2) 契約の内容・条件は、パンフレット、インターネットホームページ等の募集広告(以下「パンフレット等」という)のコースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面(以下、「最終日程表」という)及び当社の「旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)」(以下「募集型企画旅行約款」という)によります。
- (3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」という)の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

<2>旅行のお申込みと旅行契約の成立

- (1) 当社指定の申込書に所定の事項を記入し、おひとりにつき下記の申込金又は旅行代金全額を添えてお申込みいただけます。申込金は旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれの一部として取扱います。

区分	申込金(おひとり)
旅行代金が 30 万円以上	旅行代金の 5 万円以上旅行代金まで
旅行代金が 15 万円以上 30 万円未満	3 万円以上旅行代金まで
旅行代金が 15 万円未満	2 万円以上旅行代金まで

- ただし、別途パンフレット等に申込金の記載がある場合はその定めるところによります。
- (2) 当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受付けることがあります。この場合、予約の申込時点で契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書の提出の上、申込金をお支払いいただけます。この期間内に申込金が提出されない場合は、当社は、予約がなかったものとして取扱います。
- (3) 申込書の提出と申込金の支払いがあったときは、旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。
- (4) 申込金は、旅行代金の一部として取扱います。又、お客様の任意による解除のときは、所定の取消料の一部として取扱い、所定の期日までに旅行代金を支払われなときは、所定の違約料の一部として取扱います。
- (5) お申込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合であって、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い(以下『キャンセル待ちの取扱い』という)をすることができます。
- イ. お客様がキャンセル待ちの取扱いを希望する場合、当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間(以下『ウェイティング期間』という)を確認のうえ、申込書の提出と申込金相当額をお支払いいただけます。この時点では旅行契約は成立しておらず、当社が将来に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。
- ロ. 当社は、本項(1)の申込金相当額を『お預かり金』として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能になる時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともにお預り金を申込金に充当します。
- ハ. 旅行契約は、当社が本項(2)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知をお客様に発した時(ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われた時はお客様に到達した時)に成立するものとします。
- ニ. 当社はウェイティング期間内に、旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、お預り金の全額をお客様に払い戻します。
- ホ. 当社は、ウェイティング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からキャンセル待ちの取扱いを解除する旨のお申し出があった場合は、お預かり金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのキャンセル待ちの取扱いを解除する旨のお申し出が取消料対象期間にあったときでも当社は取消料をいたしません。
- (6) 申込書等にお客様のローマ字氏名を記入する際は、今回の旅行に使用する旅券に記載されているとおりにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要になります。この場合、当社は、第 11 項のお客様の交替に準じて、お客様の交替手数料をいただきます。なお、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には所定の取消料をいただきます。

<3>お申込み条件

- (1) 15 歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。(ただし一部のコースを除きます。)
- 15 歳以上 20 歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要です。

- (2) 参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加の方が性別、年齢、資格、技能、その他の条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。
- (3) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (4) 身体に障害をお持ちの方、血圧異常、心臓病等現在健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方等、特別な配慮を必要とする方は、ご旅行のお申込み時にその旨お申し出ください。あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。
- (5) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者または同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とする場合があります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、また旅行契約を解除させていただくこともあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- (6) 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により、保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければなりません。
- (7) お客様の都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件(手配旅行契約等)でお受けすることがあります。
- (8) 他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するときはお申込みをお断りする場合があります。
- (9) その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

<4>契約書面及び確定書面(最終日程表)の交付

- (1) 当社は、旅行契約が成立した場合速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下契約書面という)をお客様にお渡しします。
- (2) 契約書面において、確定された旅行日程又は運送もしくは宿泊機関の名称が記載できない場合には、利用予定の宿泊機関及び表示上重要な輸送機関の名称を限定して列挙した上で、これらの確定状況を記載した書面(最終日程表)を遅くとも旅行開始日の前日までに交付いたします。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日以降に旅行契約の申込みがなされた場合は、旅行開始日当日に確定書面を交付する場合があります。また、交付期前であってもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。

<5>旅行代金のお支払い

旅行代金または旅行代金の残額は旅行契約成立後、当社が指定する期日までに全額をお支払いいただけます。

<6>渡航手続き

- (1) 現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得、予防接種証明書などの渡航手続きは、お客様の責任で行っていただきます。ただし、当社では所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続きの一部代行を行う場合があります。この場合、当社はお客様のご自身に起因する事由により、旅券・査証の取得、関係国への出入国が許可されなかったとしてもその責任は負いません。なお、当社以外の旅行者に渡航手続きを依頼された場合は、当該渡航手続きの業務にかかる契約の当事者は当該取扱旅行者となります。
- (2) 日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所等にお問い合わせください。

<7>旅行代金に含まれているもの

パンフレット等に明示された以下のものが含まれます。なお、下記諸費用は、お客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払戻しはいたしません。

- (1) 航空、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃・料金(この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金(原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものに限ります。以下同様とします。)を含みません。ただし、旅行代金に含まれる旨、別途表記している場合を除きます。)。パンフレット等内でご利用等級が明示されていない場合、航空便はエコノミークラス(普通席)、鉄道は 2 等車(普通車)を利用します。
- (2) 送迎バス等の料金(空港、駅、埠頭と宿泊場所間)。ただし、旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。
- (3) 観光の料金(バス料金、ガイド料金、入場料金)
- (4) 宿泊の料金、税、サービス料金。ただし、旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。また、原則 2 人部屋に 2 人ずつの宿泊を基準とします。
- (5) 食事の料金、税、サービス料金。ただし、機内食は除きます。
- (6) お 1 人様につきスーツケース等 1 個の受託手荷物運搬料金。(航空機で運搬の場合、ご利用クラス・航空会社・行先により条件が異なります。詳細は係員にお尋ねください。)手荷物の運送は当該運輸機関が行い、

当社が運輸機関に運送委託手続を代行するものです。

- (7) 添乗員が同行するコースの添乗員経費

<8>旅行代金に含まれていないもの

第7項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- (1) 超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を超える分について)、手荷物料金を含まないコースの受託手荷物運搬料金。
- (2) クリーニング代、電報・電話料、ホテルスタッフ、及び一部の空港・駅・港でのポーターに対する心付、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用およびそれに伴う税・サービス料
- (3) 傷害・疾病に関する医療費
- (4) 渡航手続関係諸費用(旅券印紙代・旅券証紙代、査証料、予防接種料金、渡航手続代行料金等)
- (5) 希望者のみが参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金
- (6) 日本国内のご自宅と集合地・解散地間の交通費、宿泊費等
- (7) 空港施設使用料、空港税・出国税等(以下空港税等)運送機関が政府その他の公的機関に代わって収受しているもの。ただし、空港税等を含んでいることを表記されているコースを除きます。空港税等についてはコースにより旅行代金とは別に日本にてお支払いいただく場合と、現地でお支払いいただく場合があります。
- (8) 運送機関の課す付加運賃・料金(例:燃油サーチャージ)。(ただし、旅行代金に含まれる旨、別途表記している場合を除きます。)

<9>旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社に関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」という)を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

<10>旅行代金の変更

- (1) 当社は、利用する運送機関の適用運賃・料金が、第25項の基準期日以降に著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されるときは、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。
- (2) 本項(1)の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 第9項の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。)の減少又は増加が生じる場合(費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます)には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金を変更することがあります。
- (4) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更します。

<11>お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として1,100円(消費税込)をいただきます。(既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。)また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお、当社は交替をお断りする場合があります。

<12>お客様による旅行開始前の解除・払戻し(旅行開始前)

- (1) お客様は、いつでも次表又はパンフレット等に記載した取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の取消日は、お客様が当社のそれぞれの営業日、営業時間内に取消をする旨をお申し出いただいた時を基準とします。休業日と営業時間外のご旅行の変更及び取消のお申し出には応じられませんので、翌営業日の受付となります。

①本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約(②及び③に掲げる旅行契約を除く。)

(1) 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降31日目に当たる日まで	旅行代金の10%以内
(2) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降3日前まで	旅行代金の20%以内
(3) 旅行開始日の前々日以降に解除する場合	旅行代金の50%以内
(4) 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内

②本邦出国時又は帰国時に、航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券(PEX 運賃等)と同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称並びに航空券取消条件及び航空券取消料等の金額を明示したもの

(1) 旅行契約締結後に解除する場合 ※(2)~(5)に掲げる場合を除く。	旅行契約解除時の航空券取消料等の額以内
(2) 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降31日目に当たる日まで	旅行代金の10%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
(3) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降3日前に当たる日まで	旅行代金の20%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
(4) 旅行開始日の前々日以降に解除する場合	旅行代金の50%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
(5) 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内

③貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約

(1) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目に当たる日以降31日目に当たる日まで	旅行代金の20%以内
(2) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降21日目に当たる日まで	旅行代金の50%以内
(3) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降4日目に当たる日まで	旅行代金の80%以内
(4) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内

④本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約

当該船舶に係る取消料の規定によります。

(注1)「ピーク期」とは:4/27~5/6、7/20~8/31、12/20~1/7をいいます。

(注2)本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時以降をいいます。

(注3)第2項の場合において、当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払うべき航空券取消料等が生じなかったときは、旅行契約解除時の航空券取消料等の額は無料として取扱い、航空会社により航空券取消料等が減額されたときは、当該減額後の航空券取消料等の額を旅行契約解除時の航空券取消料等の額として取扱います。

(2) お客様は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

イ. 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第21項(表の左欄)に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。

ロ. 第10項(1)に基づいて旅行代金が増額されたとき。

ハ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

ニ. 当社が、お客様に対し第4項で定めた期日までに、確定書面をお渡ししなかったとき。

ホ. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

(3) 当社は、本項(1)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いて払い戻します。取消料が申込金でまかなえないときはその差額を申し受けます。また本項(2)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻します。

(4) お客様の都合で旅行開始日及びコース変更される場合は、お客様が当初の旅行契約を解除し、新たに旅行契約を締結していただくこととなります。この場合当社はパンフレット等に基づく取消料を申し受けます。

(5) 当社の責によらない、渡航手続き上の事由で取消となる場合も、所定の取消料を申し受けます。

＜13＞お客様による旅行契約の解除・払い戻し(旅行開始後)

- (1) お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- (2) お客様の責に帰さない事由により契約書面に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分から、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります。)を差し引いたものをお客様に払い戻します。

＜14＞当社による旅行契約の解除(旅行開始前)

- (1) お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われなときは、当社は当該期日の翌日に旅行契約を解除することがあります。この場合、パンフレット等に定める解除期日相当の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。この場合は、本項(1)に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
 - お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
 - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が認めるとき。
 - お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
 - お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行ったと認められるとき。
 - お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23 日目(パンフレット等に規定するピーク時に旅行を開始するものについては、33 日目)に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社との関係と得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

＜15＞当社による旅行契約の解除(旅行開始後)

- (1) 当社は次に掲げる場合において、旅行契約を解除することがあります。
 - お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行の継続に耐えられないとき。
 - お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社との関係と得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- (2) 本項(1)により旅行契約の解除が行われたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。当社は、旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に既に支払い、又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いたものを払い戻します。
- (3) 本項(1)イ、ニ、により、当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて出発地に戻るための必要な手配をいたします。この場合に要する費用の一切はお客様のご負担となります。
- (4) 集合時刻を過ぎても集合場所にお越しにならない場合、旅行契約を解除することがあります。この場合権利放棄とみなし払い戻しはできません。

＜16＞旅行代金の払戻し

- (1) 当社は、第 10 項、第 12 項、第 13 項(2)、第 14 項及び第 15 項の規定により、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあつては解除の翌日から起算して 7 日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあつては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。
- (2) 本項(1)の規定は第 21 項または第 22 項で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

＜17＞旅程管理

当社は、お客様に対して次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するよう努めます。ただし、当社がお客様とこれとは異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- (1) お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、契約内容に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
- (2) 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

＜18＞添乗員等

- (1) 添乗員同行の有無は、パンフレット等に明示いたします。
- (2) 添乗員の同行する旅行にあつては添乗員が、添乗員が同行しない旅行にあつては旅行先における現地係員が、旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全て又は一部を行います。
- (3) 添乗員が同行しない旅行にあつては、当社または現地における手配代行者等により行わせ、その者の名称と連絡先を最終日程表に明示いたします。
- (4) 添乗員の業務は原則として、8 時から 20 時までといたします。
- (5) 添乗員は旅程管理に万全を尽くすため、お客様と同行させていただきます。なお、労働基準法の定めからも勤務中、一定の休憩時間を適宜取得させることが必要ですので、ご理解とご高配をお願い申し上げます。

＜19＞当社の責任

- (1) 当社は旅行契約の履行にあつて、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があつたときに限ります。また、手荷物について生じた傷害については、損害発生の日から起算して 21 日以内に当社に対して通知があつたときに限り、一人 15 万円を限度(当社の故意又は重大な過失がある場合を除く)として賠償します。
- (2) お客様が次に例示するような事由により被られた被害に関しましては、当社は原則として本項(1)の責任を負うものではありません。
 - ・天災地変、戦乱、暴動またはこれらの為に生じる旅行日程の変更もしくは中止
 - ・運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止またはこれらの為に生じる旅行日程の変更もしくは中止
 - ・運送・宿泊機関の事故・火災等に起因する損害
 - ・官公署の命令、伝染病による隔離またはこれらの為に生じる旅行日程の変更もしくは中止
 - ・自由行動中の事故
 - ・食中毒
 - ・盗難
 - ・運送機関の遅延・不通・スケジュール変更等によって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮等
- (3) 航空運送約款または航空会社の定めるところにより、及び宿泊機関の予約管理方針により、お客様が日程上実際に利用できない複数の予約(重複予約)をお持ちの場合に、航空会社及び宿泊機関がその予約を取り消したことについて当社は責任を負いません。

＜20＞お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被つたときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

＜21＞特別補償

- (1) 当社は、第 18 項の規定に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社の募集型企画旅行約款別紙の特別補償規程で定めるところにより、お客様が企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被つた一定の損害について、死亡補償金として 2500 万円、入院見舞金として入院日数により 4 万円～40 万円、通院見舞金として通院日数により 2 万円～10 万円を支払います。また、携行品にかかる損害補償金は、旅行者一名につき 15 万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10 万円を限度とします。なお、現金、貴重品、重要書類、撮影ずみのフィルム、その他こわれ物等補償の対象とならないものがあります。なお、手荷物の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。
- (2) 当社が、募集型企画旅行約款第 27 条第 1 項の責任を負うことになったときは、この補償金が、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
- (3) お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領、山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ポブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングラ

イダー、マイクロライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行の日程に含まれているときはこの限りではありません。

- (4) 当社の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途旅行代金を収受して当社が実施する企画旅行(オプションツアー)については、主たる旅行契約の一部として取扱います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、企画旅行参加中とはいたしません。

<22> 旅程保証

- (1) 当社は、次の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更(サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更以外で、次の各号に掲げる変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金に同表の下欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に支払います。ただし、当該変更について、当社に第 19 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

イ. 次に掲げる事由による変更であるとき。

- ・天災地変、戦乱、暴動
- ・官公署の命令
- ・運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- ・当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- ・旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

ロ. 第 12 項から第 15 項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更であるとき。

- (2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様おひとりに対して一旅行につき旅行代金に 15%を乗じた額を限度とします。また、お客様おひとりに対して一旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

- (3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払に替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1 件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
(1) 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
(2) 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
(3) 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
(4) 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
(5) 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
(6) 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
(7) 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
(8) 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
(9) 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

(注 1) 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降にお客様に通知した場合をいいます。

(注 2) 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取扱います。

(注 3) 第 3 号又は第 4 号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取扱います。

(注 4) 第 4 号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

(注 5) 第 4 号又は第 7 号若しくは第 8 号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取扱います。

(注 6) 第 9 号に掲げる変更については、第 1 号から第 8 号までの率を適用せず、第 8 号によります。

<23> 通信契約により旅行契約の締結を希望される場合

- (1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」という)のカード会員(以下「会員」という)より、所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金の支払いを受けること」(以下「通信契約」という)を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段」による旅行のお申込みを受ける場合があります。その場合、旅行代金の全額を決済するものとします。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がないときや、業務上の理由でお受けできない場合もあります。(所定の伝票に会員の署名をいただきクレジットカードでお支払いいただく契約は、通信契約に該当せず、通常の旅行契約となります。)

- (2) 通信契約により旅行契約を締結するときの旅行条件は、通常の募集型企画旅行契約の場合と一部異なります。その主要な点をご案内します。

イ. 通信契約の申込みに際し、会員は申込みしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて、「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただけます。

ロ. 通信契約による旅行契約は電話による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。郵便、ファクシミリ、インターネットその他通信手段によるお申込みの場合は当社が契約の締結を承諾する旨の通知が全会員に到達したときに成立するものとします。

ハ. 通信契約での「カード利用日」は、旅行者又は当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

ニ. 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、第 12 項(1)に掲げる取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社らが別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

ホ. 通信契約を締結しようとする場合であって、会員の有するクレジットカードが無効等により旅行代金等が提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行契約を拒否させていただく場合があります。

<24> 団体・グループの契約について

- (1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、契約取引を行います。

(2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

(3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

<25> ご旅行条件・旅行代金の基準

(1) この旅行条件の基準期日と旅行代金の基準期日については、パンフレット等に明示した日となります。

(2) 特別に注釈のない場合、子供代金は年齢が旅行開始日当日を基準として満 2 歳以上 12 歳未満のお子様に応用します。幼児代金は旅行開始日当日を基準に、満 2 歳未満で航空座席を使用しない方に適用します。

(3) 追加代金とは、航空会社の選択、航空便の選択、航空機の等級の選択、宿泊ホテル指定の選択、1 人部屋追加代金、延泊による宿泊代金、平日・休前日の選択、出発・帰着曜日の選択等パンフレット等に表示して追加する代金をいいます。

(4) 本条件書の各項目にいう旅行代金とは、募集広告またはパンフレット等に旅行代金と表示した参加コースの金額、及び当該コースの追加代金又は割引代金として表示した金額をいいます。この合計金額は第 2 項のお申込金、パンフレット等に定める取消料、第 22 項の変更補償金、及び違約料の額を算出する際の基準となります。オプションツアーは、別途契約になりますので基準となる旅行代金には含まれません。

<26> オプションツアー

(1) 当社はパンフレット等において「オプションツアー」として、現地旅行会社等が実施する小旅行を掲載し、お客様は任意に参加することが出来ます。

(2) オプションツアーは、現地旅行会社等が実施するものであり、当社が実施する募集型企画旅行の一部を構成するものではありません。従って、当社の旅程保証ならびに募集型企画旅行契約の履行対象となりません。

(3) オプションツアーの契約は、お客様と当該のオプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が定めた旅行条件によって行われ、当社の旅行条件は適用されません。

(4) 契約の成立は、現地旅行会社等が承諾した時に成立します。オプションツアーの申込及び代金の収受を、当社が現地旅行会社等に代わって行うことがあります。

<27>その他

- (1) お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートの受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。
- (2) 病気、けがをした場合、多額の治療費、移送日等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送日、また死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の旅行傷害保険に加入されることをお勧めします。旅行傷害保険については販売店にお問い合わせください。
- (3) 事故、大雪をはじめとする道路事情その他やむを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊しなければならない事態が生じても当社はその責任は負いかねます。また、目的地における滞在時間の短縮による補償にも応じられません。
- (4) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご連絡ください。
- (5) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (6) 渡航先の衛生状況については、「厚生労働省海外渡航者のための感染症情報」ホームページ <http://www.forth.go.jp/> でご確認ください。
- (7) この条件書に定めのない事項は当社募集型企画旅行約款によります。また、この条件書との間に齟齬が生じた場合は、募集型企画旅行約款を優先します。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ (<https://www.flex-inter.co.jp>)からもご覧になれます。

<28>個人情報の取扱いについて

当社は、「個人情報の保護に関する法律」並びに「当社個人情報保護方針」に基づき、お客様の個人情報を以下のように取扱いし、保護に努めております。お客様におかれましては、予めこれらにご同意の上、個人情報をご提供いただけますようお願いいたします。

(1) 個人情報の利用目的

当社は、ご旅行の申込みの際に提出された申込書(又は申込フォーム)に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供する旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。

このほか、当社らは旅行保険等旅行に必要な商品やキャンペーンのご案内、ご旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、アンケートのお願い、特典サービスの提供、統計資料の作成のために、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

なお、お客様からご提供いただけない個人情報があり、その項目が、お申し込みになる旅行サービスの手配に必要不可欠なものである場合、当社の商品・サービスをご利用いただけないことがありますのでご了承ください。

(2) 個人情報の第三者への提供

当社は、お申し込みいただいた旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内、又は当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内で、運送・宿泊機関、手配代行者、保険会社等に対し、お客様の氏名、性別、年齢、住所、電話番号またはメールアドレス、パスポート番号等を電子的方法等で送付することにより提供いたします。なお、お客様からお預かりした個人情報を、法令等により提供が必要な場合を除き、お客様の承諾なしに第三者に提供することはいたしません。

(3) 個人情報に関するお問い合わせ、開示、削除、訂正について

当社が保有するお客様の個人情報についてのお問い合わせ、開示、削除もしくは消去、内容の訂正、その利用の停止または第三者への提供の停止をご希望の方は、必要な手続きについてご案内いたしますので、当社お問い合わせ窓口までお申し出ください。法令及び当社規定に従い、合理的な期間内にご要望の内容に対応し、その結果をご本人に通知いたします。また、ご希望の一部または全部に応じられない場合は、その理由をご説明します。

■個人情報の取扱いに関するお問い合わせ先

株式会社フレックスインターナショナル 住所:東京都新宿区高田馬場 3-35-2 AD 高田馬場ビル 4 階

電話:03-5330-0128 受付時間:09:30~18:00(平日) 09:30~17:45(土曜日) (日・祝日、年末年始は休業)

(4) 改正について

当社は、お客様の個人情報保護の徹底を図るため、又は法令その他の規範の変更に対応するために、個人情報保護基本方針を改正することがございます。

令和二年七月一日改定